

第488回川越市農業委員会総会議事録 (公開用)

川越市農業委員会

第 4 8 8 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年7月26日
- 2 開催場所 川越市グリーンツーリズム拠点施設（研修室兼視聴覚室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 10時05分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	樋口 直喜	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	程島 延幸		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副 主 幹	宮本 晃宏		
主 査	森井 孝信		

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年7月26日 第488回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 小和瀬 康男

委員 筋野 哲夫

委員 川口 知子

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書6月分について報告する。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計6件、9筆、1,450.41㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計19件、31筆、5,676.50㎡である。農地改良届については、合計6件、9筆、5,267㎡である。農地法第43条第1項の規定による届出書については、合計1件、2筆、580.87㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計1件、1筆、199㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計1件、1筆、1,633㎡である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計2件、7筆、5,185㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計4件、8筆、4,914㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計5件、39筆、18,085㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、申出件数 3 件、筆数 2 1 筆、面積 1 4 , 3 3 5 m²について申出があった。このうち賃借権設定が 1 件、使用貸借権設定が 1 件、所有権移転が 1 件である。契約期間は、令和 6 年 8 月 1 5 日から設定されるものである。

整理番号 1 番は、1 5 筆、1 2 , 8 5 5 m²で、約 5 年の賃借権設定の申出である。従前の借受人が亡くなったこと、終期であった令和 6 年 6 月 1 4 日を経過してしまったことから、新たな申出となった。後を継いだ譲受人は、現在 5 6 歳で、農業従事日数は、年間 2 0 0 日、家族と共に約 3 2 1 アールの農地を耕作している農家である。通作距離は、約 5 0 0 m である。

整理番号 2 番は、1 筆、4 8 2 m²で、約 5 年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在 4 7 歳で、農業従事日数は、年間 3 0 0 日、家族と共に約 2 6 8 アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約 1 k m である。

整理番号 3 番は、5 筆、9 9 8 m²で所有権移転の申出であ

る。譲受人は、現在 63 歳で、農業従事日数は、年間 350 日以上、家族と共に約 237 アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営を拡大するための申出である。通作距離は約 400 m である。

以上のことから、整理番号 1 番から 3 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間で規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 3 番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 8 件、筆数 15 筆、面積 10,963 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、経営拡張のため所有権移転で、

2 筆、1, 923 m²の申請である。譲受人は、現在61歳で、農業従事日数は世帯合計で年間300日以上、約84アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約600mである。

整理番号2番と3番は、同一人からの申請のため、まとめて説明する。整理番号2番は、1筆、39 m²、3番は、2筆、67 m²で、経営拡張のための所有権移転の申請である。譲受人は、現在80歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約27アールの農地を耕作する農家である。通作距離は約10mである。

整理番号4番と5番は、同一人からの申請のため、まとめて説明する。整理番号4番は、4筆、2, 811 m²、5番は、2筆、1, 996 m²で、経営拡張のための所有権移転の申請である。譲受人は、現在74歳で、農業従事日数は、年間250日以上、家族と共に約314アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離はそれぞれ約1.5kmである。

整理番号6番については、経営拡張のため所有権移転で、1筆、654 m²の申請である。譲受人は、現在52歳で、農業従事日数は世帯合計で年間150日以上、約131アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作

距離は約 1 0 0 m である。

整理番号 7 番については、経営拡張のため所有権移転で、
1 筆、1 , 4 5 9 m²の申請である。譲受人は、現在 7 1 歳で、
農業従事日数は年間 3 0 0 日以上、約 1 6 2 アールの農地を
耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはか
りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約
2 0 0 m である。

整理番号 8 番については、経営拡張のための所有権移転で、
2 筆、2 , 0 1 4 m²の申請である。譲受人は、現在 5 0 歳で、
農業従事日数は世帯合計で年間 1 5 0 日以上、約 8 7 アール
の農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡
張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作
距離は約 1 5 0 m である。

以上のことより、整理番号 1 番から 8 番について許可でき
ない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しな
いため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明
を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 1 番について、調査報告する。7 月 1
8 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に農地取得の目的な
どの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張とのことであ
る。譲受人は、現在 6 1 歳で、農業従事日数は、年間 3 0 0
日である。約 8 4 アールの農地を耕作している農家である。
主な作付けは水稻で、申請地においても水稻を計画している。

また、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、耕うん機 1 台、乾燥機、粃摺機などを所有しており、申請地を維持管理できる農機具を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 1 番について、意見報告する。7 月 18 日に、農業委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告の通りである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 4 番と 5 番について、同一人からの申請のため、まとめて調査報告する。7 月 18 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張とのことである。譲受人は、現在 74 歳で、農業従事日数は、年間 250 日である。約 314 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においても水稻を計画している。また、トラクター 2 台、コンバイン 1 台、乾燥機、粃摺機などを所有しており、申請地を維持管理できる農機具を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号４番と５番について、意見報告する。

７月１８日に、農業委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号７番について、調査報告する。７月２０日に、農地利用最適化推進委員と一緒に農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張とのことである。譲受人は、現在７１歳で、農業従事日数は、年間３００日である。約１６２アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは露地野菜で、申請地においても野菜を計画している。また、トラクター１台、耕うん機１台、農業用自動車などを所有しており、申請地を維持管理できる農機具を所有しており、申請地を維持管理できる農機具を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号７番について、意見報告する。７月２０日に、農業委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申

請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 8 番について、調査報告する。7 月 22 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張とのことである。譲受人は、現在 50 歳で、農業従事日数は、年間 150 日以上である。約 87 アールの農地を耕作している農家である。現在は主に水稻、野菜を作付けしており、申請地においては特に野菜に力を入れたいとの意向を聞いている。耕作機械については、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、農業用自動車などを所有しており、申請地を維持管理できる農機具を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 8 番について、意見報告する。7 月 22 日に、農業委員と一緒に譲受人から農地取得目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告の通りである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 8

番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 2 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 1 件、筆数 4 筆、面積 2 3 6 . 0 2 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、住宅新築のため、4 筆、2 3 6 . 0 2 m²の申請である。申請人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については合併浄化槽を経て汲取槽に接続する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号 1 番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当

であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 3 号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 4 号議案は、件数 11 件、筆数 16 筆、面積 2,592.63 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、208 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下

水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、267㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、295㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、233㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らし

ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、宅地と一体（合計敷地面積 246.40 m²）で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、215 m²の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、241 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ

放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号 7 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、3 1 9 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号 8 番については、住宅新築のための所有権移転で、2 筆、2 8 6 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号 9 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、2 3 6 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、

売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、56.63㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、山林と一体（合計敷地面積237.63㎡）で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、236㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から11番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号10番について、下広谷地区には、大堀山館跡を始めとして、文化財が多く埋蔵されている。今回は山林と一体で転用したいとの計画だが、文化財の埋蔵地にかかってはいないか。」との発言があった。

事務局は「農地転用の相談があった際、埋蔵文化財の有無を担当課に確認するよう指導している。また、住宅を建築するためには、開発許可を受けなければならないが、この際は埋蔵文化財の有無を確認してから許可をしている。」と回答した。

委員から「今後も適切に対応できるよう関係部署と連携してほしい。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から11番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について

総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第488回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和6年8月5日

議 長 渋谷 武

委 員 小和瀬 康男

委 員 筋野 哲夫

委 員 川口 知子
